令和4年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況(令和6年(2024年)3月22日現在)

1. 監査のテーマ

豊中市強靭化地域計画に関する施策に係る財務事務の執行について

2. 監査の実施期間

令和4年6月15日から令和5年2月13日まで

3. 監査の結果及び意見の件数

区分	内容	報告件数	担当課別件数	
監査の結果	是正、改善が求められるもの	19 件	28 件	
【地方自治法第252条の37第5項】		11	 	
監査の意見	監査の結果には該当しないが、市の組織及び運営の合理 化に資するため、改善が望まれるものなど監査の結果に	43 件	54 件	
【地方自治法第252条の38第2項】	関する報告に添えて提出される意見			

※監査の意見に対し、担当課が複数ある場合があるため、報告件数と担当課別件数は合致しません。

4. 対応状況

監査の結果及び意見に対する担当課別の対応状況は下記のとおりです。

(講じた措置の内容等は別紙「令和4年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況について」のとおり)

担当課	監査の結果						監査の意見					
但当林	合計	措置済(%)	対応中(%)	不措置(%)	未着手(%)	相違(%)	合計	措置済(%)	対応中(%)	不措置(%)	未着手(%)	相違(%)
都市経営部経営戦略課	0	0	0	0	0	0	5	1 (20%)	4 (80%)	0	0	0
都市経営部危機管理課	6	6 (100%)	0	0	0	0	15	15 (100%)	0	0	0	0
総務部行政総務課	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
総務部契約検査課	5	5 (100%)	0	0	0	0	9	9 (100%)	0	0	0	0
市民協働部地域連携課	1	1 (100%)	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
福祉部地域共生課	1	1 (100%)	0	0	0	0	2	2 (100%)	0	0	0	0
都市計画推進部建築審査課	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
都市計画推進部建築安全課	0	0	0	0	0	0	1	0	1 (100%)	0	0	0
都市計画推進部都市計画課	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
都市計画推進部都市整備課	0	0	0	0	0	0	4	1 (25%)	3 (75%)	0	0	0

都市基盤部交通政策課	2	2 (100%)	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
都市基盤部基盤整備課	0	0	0	0	0	0	4	4 (100%)	0	0	0	0
都市基盤部基盤保全課	1	1 (100%)	0	0	0	0	3	3 (100%)	0	0	0	0
上下水道局総務課	4	4 (100%)	0	0	0	0	2	2 (100%)	0	0	0	0
上下水道局水道建設課	3	3 (100%)	0	0	0	0	2	2 (100%)	0	0	0	0
上下水道局浄水課	1	1 (100%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上下水道局下水道建設課	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
上下水道局下水道施設課	1	1 (100%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防局消防総務課	2	2 (100%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防局消防指令センター	1	1 (100%)	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
合 計	28	28 (100%)	0	0	0	0	54	46 (85%)	8 (15%)	0	0	0

(凡例)

措置済 … 監査の結果・意見に対し、措置が完了又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの。

対応中 … 監査の結果・意見に対し、現在、具体的な対応方針・内容を検討中であるもの。

不措置 … 監査の結果・意見に対し、結果及び意見の対象が消滅したために措置する必要がなくなったもののほか、 合理的な理由により対応しないもの。

未着手 … 監査の結果・意見に対し、対応を全く行っていないもの。

相 違 … 監査の結果・意見に対し、市としては適切な処理であると認識しているもの。

5. その他

その他、対応中のものについては、引き続き、是正、改善に向け取り組みを行い、措置を講じたときは改めて報告します。

(令和6年3月22日現在 対応中のもの)

監査の結果又は意見の概要	担当課
指標や具体的な取組みの基礎となる個別の分野別計画の明示について	経営戦略課
目標達成済の指標の取扱いについて	経営戦略課
事業の実施方法の変更や状況変化等に応じた目標の見直しについて	経営戦略課
目標管理のための指標と現状を説明する指標との区別について	経営戦略課
不動産鑑定評価依頼における随意契約について	都市整備課
不動産鑑定評価依頼における随意契約について	都市整備課
委託業務の成果物の利用について	都市整備課
空き家の家財整理・相続セミナーの公開方法について	建築安全課

令和4年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況について(令和6(2024年)年3月22日現在)

整番	理報告			内容	結果	意見	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
3	3 107§	* 木造賃貸住宅建替促進等 補助制度の今後について	家 賃	本補助制度は、住宅市街地総合整備事業制度要綱に基づく重点整備地区内における木造賃貸住宅等の建替えを促進することを目的に、建替える賃貸住宅等に従前から居住している者が建替えた後の賃貸住宅等にもそのままの家賃で居住することを可能にするため、当該対象住宅の家主に対して従前の家賃と建替え後の家賃の差額を補助するものである(原則10年を限度とする。)。令和3年度における本補助制度の実績は1件(交付額73,500円)であったが、補助の対象となっていた入居者が、令和3年8月末をもって対象賃貸住宅等を退去して補助対象ではなくなり、その後、令和4年8月現在においても利用実績はない。庄内・豊南町地区には「大阪府密集市街地整備方針」において解消の対象とされている危険密集(地震時等に著しく危険な密集市街地)が含まれており、他の地方公共団体の動向も踏まえつつ、本補助制度のメリットやデメリットを比較衡量するとともに、利用対象となり得る市民の意向や動向などを調査し、実際に活用される制度となるよう見直しを図られたい。		0	庄内・豊南町地区における「地震時等に著しく危険な密集市街地」の解消に向けて、延焼危険性が高い区域については、令和6年度から除却費補助制度の補助率を100%に引き上げる一方で、木造賃貸住宅建替促進等家賃補助制度は、制度の利用状況等をふまえて見直し、令和5年度で廃止します。	措置済